徳島県告示第５４６号

土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　土地改良区の名称

以西土地改良区

２　退任役員

役　員　名	氏　　名	住　　所
理　　事	東　條　聡　志	徳島市国府町中６４２－２